

岩手町家賃支援給付金給付事業について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化し、土地又は建物の賃料等の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小企業者の事業継続を下支えするため、対象事業者の家賃等に対し給付金の給付を行う。

1 給付対象者

町内に事業所のある中小企業者で別表に定める業種の事業者
(主な業種：小売業、宿泊業、飲食業及びサービス業)

2 申請期限

令和3年2月15日

3 給付額

ひと月の家賃等*の金額の $1/2 \times 3$ 月分 (最大 30 万円)

※ 消費税等及び水道光熱費等が含まれる場合は控除した額

4 給付条件

- 令和2年11月～令和3年1月の間のいずれかひと月の売上が前年同月比 30%以上減少した者
(新規創業者は、売上減少を判定する月より前のいずれかの月との比較とする。)
- 指定業種を営む者。
- 新型コロナウイルスに係る業種別のガイドライン等を踏まえた適切な感染症対策を講じていること。
- 申請者が賃借する不動産が、申請者の代表若しくは申請者と生計を一にする者の名義となっていないこと。